

会 議 録

1 会議名

令和2年度第1回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○協 議（公開）

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について
- (3) 会議録の確認者について
- (4) 会議の座席順について
- (5) 自主的審議事項の提出方法について
- (6) 地域協議会だよりの編集方法について
- (7) 会議の開催日時について
- (8) 書面による審議について
- (9) その他

○報 告（公開）

- (1) 令和2年度上越市地域活動支援事業（安塚区）について

○その他（公開）

3 開催日時

令和2年5月13日（水）午後6時30分から午後8時まで

※午後6時から午後6時30分まで委員改選に伴う任命書交付式を実施

4 開催場所

安塚区総合事務所3階301会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委 員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二
外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

- ・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大橋次長、石川市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主事

8 発言の内容（要旨）

【大橋次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・議長が決定するまで進行を行う旨を報告

【岩野所長】

- ・挨拶

【大橋次長】

新しい委員による初めての会議となるため、自己紹介をお願いしたい。

（委員が順に自己紹介）

次に事務局の紹介を行う。

（岩野所長より事務局の紹介）

協議事項に入る。

協議事項（1）会長及び副会長の選任について説明。

会長及び副会長の選任については、上越市地域自治区の設置に関する条例の第6条において定められているが、どのような方法で選任したらよいか、意見を求める。

【新保良一委員】

会長は協議会委員の経験者である再任の委員の中から推薦してはどうか。

【大橋次長】

再任の委員の中から推薦という意見があるが、いかがか。

（「異議なし」の声多数）

それでは、会長にはどなたがよろしいか。

【小松光代委員】

会長には、松苗委員が適任だと思う。

【大橋次長】

会長には、松苗委員との意見があったが、他に意見はないか。

（意見なし）

意見がないため、会長には松苗委員を選任するという事によろしいか。

(本人及び各委員了承)

会長については、松苗委員に願います。

次に副会長はどのような方法で選任したらよいか、意見を求める。

【山岸重正委員】

副会長の選任については、これまで会長が指名するという方法をとっており、今回も会長に指名してもらってはどうか。

【大橋次長】

会長が指名という意見があったが、その方法によろしいか。

(「はい」の声多数)

皆さんから承認があったので、松苗会長に指名を願います。

【松苗会長】

副会長は石田委員に願いたい。

【大橋次長】

松苗会長から指名があったので、副会長は石田委員に願いたい。

(本人及び各委員了承)

それでは会長に松苗委員、副会長に石田委員ということで決定となった。

今後の進行について、松苗会長と打合せを行うため、一旦休憩とする。

(休憩、再開)

【大橋次長】

新たに選任された松苗会長及び石田副会長から挨拶を願います。

(松苗会長、石田副会長挨拶)

地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、ここからは会長から議長を務めていただく。

【松苗会長】

次第に基づき協議を継続する。

協議事項(2) 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数についてから、(7) 会議の開催日時についてまで、一括して事務局の説明を求める。

【大橋次長】

協議事項(2) 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数についてか

ら、(7) 会議の開催日時についてまで、資料No. 1・2に基づき一括して説明。

【松苗会長】

協議事項(2)から(7)まで事務局から説明があったので、順に委員の皆さんに確認を行う。

(2) 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数は「4人」となっているが、これでよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、「4人」とする。

次に(3) 会議録の確認者について、「会議録の確認は会長が行う。会長が欠席した場合、当該会議の議長を務めた委員がこれを行う。」となっているが、これでよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、「会議録の確認は会長が行う。会長が欠席した場合、当該会議の議長を務めた委員がこれを行う。」こととする。

次に(4) 会議の座席順は、「1番会長、2番副会長とし、3番以降は告示順(あいうえお順)」でよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、「1番会長、2番副会長とし、3番以降は告示順(あいうえお順)」とする。

次に(5) 自主的審議事項の提出方法について、「安塚区地域協議会が独自に審議する事項を委員が事前に提案する場合に用いる様式は「様式1」のとおりとし、必要に応じて事務局に提出するものとする。また、会長はそれらの届け出があった場合は、会議に諮り自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。」となっているが、こちらでよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、現在の内規のとおりとする。

次に(6) 地域協議会だよりの編集方法は、今までと同様に編集員は、会長・副会長を中心に席順で左右(廊下側、窓側)に分かれて、前期・後期として年2回発行することです。よろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは会長側、副会長側で分かれて編集委員を務めていただく。編集方法については、委員で編集し、原案を事務局に提出し、事務局でレイアウトなどの作業を行い、再

度編集委員に確認していただき発行することでよろしいか。

（「はい」の声多数）

発行月としては、事務局から7月と2月ということで案が示されたが、そちらでよろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは、発行月は7月、2月の2回とする。副会長側の編集委員が7月、会長側の編集委員が2月の編集を担当するというようお願いしたい。

次に（7）会議の開催日について、第4期の地域協議会は原則として毎月第4火曜日の19時から開催していたが、ご都合等いかがか。

【吉野誠一委員】

その日程で固定ということか。

【松苗会長】

第4期の時は各委員の都合を確認した結果、毎月第4火曜日の19時からということで決定となり、基本的にその日程で開催していたが、都合が悪い委員がいる場合には日程を変更するなど対応していた。

基本的には毎月第4火曜日の19時から開催するということがよろしいか。

（「はい」の声多数）

【新保良一委員】

都合が悪い委員がいる場合には日程を変更するとの話があったが、それはどのように確認するのか。

【松苗会長】

毎回会議の最後に次回の開催日を確認し、都合が悪い委員が多数いる場合には日程を変更するという形をとっている。全ての委員の予定を合わせる事が難しい時もあるため、可能な限り多くの委員が出席可能な日時に調整している。

それでよろしいか。

（「はい」の声多数）

地域活動支援事業の審査のため、次回の第2回地域協議会は6月1日（月）から5日（金）の間で開催することとなるので、ご理解いただきたい。第2回地域協議会の日程については、次第6その他で決定することとする。

次に（8）書面による審議について、事務局に説明をお願いする。

【大橋次長】

資料「諮問案件における書面審議について」に基づき、書面審議に関する事項を定める理由等について説明。

【松苗会長】

書面による審議について、事務局から説明があったが、質問等いかがか。

【吉野誠一委員】

3会議の運営に関する事項として定めてもらいたいこと（1）書面審議を実施する条件の案に記載されている「当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合」とはどのような場合か、回答いただきたい。

また、本来であれば、意思表示はその場で話し合うことによって、反対と考えていた人も賛成に回る、あるいは他の意見を持つ人を説得するなど、そのような点に話し合いの重要な点があるため、書面による審議は適さないのではないか。

【大橋次長】

1点目の「会議を招集し、審議するいとまがない場合」とは、今回の新型コロナウイルス感染症の影響などで会議を開催することが困難な状況において、市の政策上諮問をお願いしなければならない場合などを想定している。

2点目のご意見については、委員の皆様が集まり、協議いただくのが本来あるべき形であるが、先ほどお話しした状況のように会議の開催が困難でやむを得ない場合を想定しているものであるため、その点ご理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

「委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある」との記載があるが、例えば会議の予定日の前に大変な集中豪雨があり、委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあることから会議の開催が困難な場合に諮問案件を次の会議に回すということはできないのか。可能な限り会議を開催し、協議をして決定するのが一番であり、書面のみで審議するのは難しいと思う。

【岩野所長】

諮問案件を次回の会議で審議することが可能な場合には次回の会議へ延期するが、期限のある案件の場合には書面審議により対応いただきたい。

【吉野誠一委員】

総合事務所の時間外受付の見直しの件について、安塚区では昨年議会終了後に地域協

議会が開催された経緯があるため、時期を逸することがないようにしてもらいたい。

【松苗会長】

書面審議については、緊急性のある場合のみ実施するということで、ご理解いただき、協議を進めていきたい。

書面審議を実施する条件について、事務局案のとおりでよろしいか。

（「はい」の声多数）

書面審議の実施に係る判断について、事務局案が3案示されているが、いずれに決めたらよろしいか、またそれ以外に何か意見はあるか。

【吉野誠一委員】

委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある場合であるため、会長に一任でよいのではないか。

【松苗会長】

会長に一任との意見があったが、それでよろしいか。

（「はい」の声多数）

書面審議の表決について、事務局案のとおりでよろしいか。

（「はい」の声多数）

附帯意見の取り扱いについて、事務局案が3案示されているが、いずれに決めたらよろしいか、またそれ以外に何か意見はあるか。

【池田裕夫委員】

事務局案のうち、「意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする」とは、どういう意味か。

【大橋次長】

事務局が諮問事項の可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示し、確認いただく際に附帯意見をつけるかどうか判断いただくということである。

【小松光代委員】

会長が決定するということがよいのではないか。

【松苗会長】

会長に一任との意見があったが、それでよろしいか。

（「はい」の声多数）

【大橋次長】

今ほど書面による審議について定めていただいた事項については、安塚区地域協議会運営に関する内規に追加させていただく。新しい内規については、次回皆様に配布する予定である。

【松苗会長】

(9) その他ということで、事務局から連絡事項等あるか。

【大橋次長】

次第の審議事項にはないが、もう1点審議をお願いしたい。内規の3会議の傍聴人の定員についてである。これまで10人を定員としていたが、変更なしでよいか審議いただきたい。これまでの実績では、傍聴人は多い時でも5人を超えたことはない。

【松苗会長】

傍聴人の定員について、10人でよろしいか。

【吉野誠一委員】

10人と決める理由は何か。

【松苗会長】

以前は定員を15人としていたこともあったが、実績として5人を超えたことがないため、10人で十分ではないかということである。定員は10人から変更なしでよろしいか。

(「はい」の声多数)

【吉野誠一委員】

1点質問をお願いしたい。審議事項の依頼について、会議開催日の何日前までに提出しなければならないのか。

【松苗会長】

これまでは3日前までに提出するという運用してきたが、事務局から何か説明はあるか。

【大橋次長】

会議開催日の1週間前までに提出をお願いしたい。

【吉野誠一委員】

了解した。

【松苗会長】

1週間前までに提出との説明があつたが、第4期は当日でも受け付けるということで柔軟に対応していたように記憶している。その点いかがか。

【大橋次長】

審議事項の依頼については、事前に提出いただくことになっているため、当日ではなく1週間前までに提出いただきたい。

【山岸重正委員】

第4期の協議会では、会議当日この場でも何かあれば受け付けていた。

【大橋次長】

第4期は当日でも受け付けていたが、第5期からは内規にも定められているように事前の提出をお願いしたい。間に合わない場合には、次回の協議会にかけるということも可能である。

【山岸重正委員】

そのような変更をする必要はないのではないか。

【大橋次長】

当日提出いただいても構わないが、審議は次回の協議会で行うということになる。内容確認等必要となるため、その場で審議を行うのは難しい。ご理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

制度に関わる案件や条例に関わる案件もあり、あらかじめ提出されていなければ精査できないと思う。そのために審議事項依頼書の様式があるのではないか。

【松苗会長】

第4期では3日前までに提出をお願いしたいということであつたが、事務局側で資料の準備等も必要となるため、第5期は1週間前までに提出をお願いしたいということである。

【吉野誠一委員】

事務局としては当然のお願いのように思う。

【新保良一委員】

当日提出されたものは次回の協議会での審議に回させてもらいたいということではないか。

【松苗会長】

そのとおりである。緊急性のあるものは、別途対応が必要となるが、原則1週間前までに提出するという事で問題ないか。

【山岸重正委員】

1週間前までに間に合わない場合は、次回の協議会に回すということであれば問題ない。

【岩野所長】

これまでの内容を整理させていただく。審議事項依頼書によって、審議してもらいたい事項を委員の皆様から提出していただき、その依頼書をもとに事務局から各委員宛に審議事項としてお知らせをする。その後、委員の皆様の方で各自内容を検討していただく時間が必要となる。審議事項依頼書については、1週間前までに提出いただき、事務局から委員の皆様へのお知らせを3日前までに行いたいと考えている。そのため、今後は期日を設定し、対応いただくようお願いしたい。

当日提出いただいても、その協議会においては、審議にかけられないということでご理解いただきたい。

【松苗会長】

事務局から説明があったが、事務局説明のとおりということによろしいか。

（「はい」の声多数）

続いて、5報告（1）令和2年度上越市地域活動支援事業（安塚区）について、事務局に説明をお願いします。

【萬羽主事】

資料No. 3に基づき、地域活動支援事業の提案受付状況等について説明。

【松苗会長】

次に6その他（1）次回開催日時について、事務局からの説明のとおり6月1日（月）から6月5日（金）の間で開催したいと考えているが、ご都合いかがか。

【村松班長】

2日（火）はいかがか。

（「異議なし」の声）

【松苗会長】

次回は2日（火）19時からよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは次回協議会は2日(火)19時から開催とする。

その他事務局から連絡事項等はあるか。

【萬羽主事】

第4期委員への礼状交付について説明

地域協議会委員の名刺作成希望の報告について説明

配布物について説明

【松苗会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail：yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。